

審議案件に関する概要

令和元年6月4日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年10月26日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
特定目的会社MHL ARK Development 取締役 レンイ・アン	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	Aruku-zaka Street 北海道虻田郡倶知安町字山田166番1	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	未定	
(3)新設日	平成31年6月27日	
(4)店舗面積の合計	2,025㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	140台
	駐輪場の収容台数	25台
	荷さばき施設の面積	38㎡
	廃棄物保管施設の容量	28㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	開店時刻 午前 7時00分 閉店時刻 午後 9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 140 台 ≤ 設置台数 140 台
	従業員駐車場等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客駐車場とは別に、ホテル（276室）分 86 台、従業員等駐車場及び冬季堆雪場所として 21 台を敷地内外に確保する。 ・ 併設施設の事業面積は、小売業店舗面積以上（3,129 m²）だが、来客は、ほぼ同一。
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に 25 台の駐輪場を整備。 ・ 同規模他施設の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはない。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、来客駐車場で対応することが可能。
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・ 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・ 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。
冬期間の駐車場内の除排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんどは屋内駐車場だが、一部屋外については原則として 10 cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ 従業員等駐車場及び冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行い、必要駐車台数の確保に努める。 	

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60dB	56dB	○
			2	60dB	56dB	○
			3	60dB	51dB	○
			4	60dB	50dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50dB	47dB	○
			2	50dB	46dB	○
			3	50dB	41dB	○
			4	50dB	46dB	○
	夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果					
		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	敷地境界	a1	排気(4)	50dB	53dB	×
		a2	排気(9)	50dB	57dB	×
		a3	排気(16)	50dB	46dB	○
		a4	排気(50)	50dB	49dB	○
住居壁際	a1'	排気(4)	50dB	44dB	○	
	a2'	排気(9)	50dB	42dB	○	
騒音問題の一般的対策		・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。				
荷さばき作業等の対策		・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。				
付帯設備・施設等の対策		・室外機は最新の低騒音型を設置する。				
青少年等の蝟集等の対策		・定期的な巡回管理により、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。				

(2)騒音発生への配慮	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 9.435m ³ < 設置容量 28m ³
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物等保管施設は屋内施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等は廃棄物等保管施設に密封して保管し、悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。

(6)防犯対策への配慮		・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)関係行政 機関との 協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（北海道札幌方面倶知安警察署交通課、北海道警察本部交通部交通規制課）
	地元市町村	協議済み（倶知安町まちづくり新幹線課、住民環境課）
	道路管理者	協議済み（北海道後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所、倶知安町建設課）
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	あり（別添のとおり）
(2)住民等の意見	なし

5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし
